

令和2年1月24日  
記者発表資料

# 土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定 及び指定に関する図面の閲覧について

ー土砂災害から「いのち」を守るためにー

県では、がけ崩れなどの土砂災害から「いのち」を守るため、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を進めています。

急傾斜地の崩壊に係る土砂災害警戒区域<sup>※1</sup>については、平成28年度までに指定が完了していますが、本日、新たに土砂災害特別警戒区域<sup>※2</sup>を指定します。

つきましては、指定に関する図面について、次のとおり閲覧に供しますので、お知らせします。

## ※1 土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

## ※2 土砂災害特別警戒区域

警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

## 1 新たに土砂災害特別警戒区域を指定する市区町村

- (1) 川崎市多摩区
- (2) 平塚市

※一部隣接する他の市町を含みます。

※特別警戒区域の指定に合わせ、既に指定している警戒区域が変更となる箇所もあります。

## 2 指定に関する図面の閲覧場所

指定する市区町村	閲覧場所	所在地
川崎市多摩区	神奈川県県土整備局 河川下水道部砂防海岸課	〒231-8588 横浜市中区日本大通1 (神奈川県庁新庁舎11階)
	神奈川県横浜川崎治水事務所 川崎治水センター	〒214-0038 川崎市多摩区生田4-25-1

※上記のほか、川崎市まちづくり局指導部宅地企画指導課（川崎市川崎区宮本町6明治安田生命川崎ビル11階）でも閲覧できます。

指定する市区町村	閲覧場所	所在地
平塚市	神奈川県県土整備局 河川下水道部砂防海岸課	〒231-8588 横浜市中区日本大通1 (神奈川県庁新庁舎 11 階)
	神奈川県平塚土木事務所	〒254-0073 平塚市西八幡1-3-1 (平塚合同庁舎内)

※上記のほか、平塚市市長室災害対策課（平塚市浅間町 9-1 本館 3 階）でも閲覧できます。

### 3 その他

指定に関する図面は、「[神奈川県土砂災害情報ポータル](#)」でも閲覧できます。

#### 問合せ先

---

神奈川県県土整備局河川下水道部砂防海岸課  
 課長 千葉 電話 045-210-6500  
 審査グループ 河野 電話 045-210-6505  
 急傾斜地グループ 井川 電話 045-210-6508